



資源物循環活動助成金について



奄美市では、資源物（古紙）の回収活動を実施する団体に助成金を交付しています。

資源物回収活動とは

資源物回収活動とは、奄美市内の自治会（町内会）が営利を目的とせず、各家庭から出る資源物を回収し、回収事業者に引き渡す自主的なリサイクル活動のことです。

活動を通して、地域のリサイクル意識の高まりや、地域の連帯を深めることが期待できます。

助成の内容

資源物の回収量に応じて、助成金を交付します。

古紙類：7円/kg（※単価は年度により変動する場合があります。）

○対象となる古紙類について

例）新聞、チラシ、段ボール、本、雑誌、コピー用紙等

※レシート（感熱紙）、ティッシュペーパー、牛乳パック、油や汚れが付着したもの、コーティングされたもの、シュレッダー等で裁断したものなどは対象外です。

資源物回収活動の助成金に関する手続きについて

1. 資源物回収活動を行う団体としての登録申請



2. 資源物回収活動の実施

・活動方法の決定

団体内で回収の日時、方法、品目、場所等を決定しましょう。

・回収業者の選定

引き渡しの日時、方法、場所や費用等について、回収業者と相談しましょう。

・地域への広報

回収の日時、品目、場所等について、放送や回覧板などで広報し、協力を呼びかけましょう。

- ・回収活動の実施
- ・回収物の整理、回収業者への引き渡し



3. 助成金交付申請書（実績報告書）の提出

- ・報告対象期間と提出期限
 - 【前期】 4月～9月の回収分
 - 【後期】 10月～3月の回収分



4. 助成金の交付



資源物回収活動を行う上での注意点について

- ・回収する場所（常設回収所等）は、適切な管理を行い、清潔に保ちましょう。
- ・事業活動に伴って排出される資源物の回収は、助成金の対象なりません。
 - ※対象となるのは家庭から出る資源物のみです。
- ・回収業者から発行される「回収量」が示された書類は、実績報告の際に必要となるので、必ず保管して下さい。
 - ※書類の宛名は活動を行った団体名を記載してもらって下さい。

●お問い合わせ先

奄美市役所 各総合支所窓口

- | | |
|--------------------|------------------|
| 【名瀬地区】環境対策課生活衛生係 | TEL：0997-52-1111 |
| 【住用地区】市民福祉課市民サービス係 | TEL：0997-69-2112 |
| 【笠利地区】市民課市民サービス係 | TEL：0997-63-1114 |

